

## 川崎市公共事業評価審査委員会運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）別表第1の規定に基づき設置する川崎市公共事業評価審査委員会（以下「委員会」という。）の運営について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (調査審議事項等)

第2条 条例別表第1の所掌事務の欄に規定する社会資本の整備を目的とする公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国が定める規定に基づき、国庫補助事業を対象として実施する評価
- (2) 国が定める規定に基づき、国の交付金交付要綱等に基づく計画を対象として実施する評価
- (3) 前号の計画に基づく個別の事業を対象として実施する評価

2 委員会は、前項各号に規定する国庫補助事業等の効率的な執行及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、評価結果が客観的かつ公正な評価方法等に基づいたものであるかについて調査審議するものとする。

3 委員会は、必要と認める事項に関し、報告を受けることができるものとする。

### (具申意見)

第3条 委員会は、前条第2項の調査審議の結果を市長に意見を具申するものとする。

2 市長は、前項に基づき具申された意見については十分尊重し対応を図らなければならない。

### (副会長)

第4条 委員会に副会長を置く。

2 副会長は、条例第6条第2項の規定に基づき、委員のうちから会長があらかじめ指名する者とする。

3 副会長は、会長を補佐する。

### (関係者等の出席)

第5条 委員会において、調査審議事項について必要があると認めるときは、専門家又は関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庁内連絡会議の設置)

第6条 第2条第1項に規定する評価に係る事務手続の円滑化と事業所管局等との連絡調整を密にすることを目的として、別表に掲げる職にある者をもって構成する庁内連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

- 2 会議に座長を置き、座長は総務企画局都市政策部長をもって充てる。
- 3 会議は、座長が招集する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び庁内連絡会議の庶務は、総務企画局都市政策部企画調整課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(川崎市事業評価検討委員会設置要綱及び川崎市事業評価庁内連絡会議設置要綱の廃止)

- 2 川崎市事業評価検討委員会設置要綱（平成10年11月10日施行）及び川崎市事業評価庁内連絡会議設置要綱（平成10年10月16日施行）を廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別 表（第6条関係）

局 部 名	役 職 名
総務企画局都市政策部	都 市 政 策 部 長
総務企画局都市政策部	企 画 調 整 課 長
総務企画局都市政策部	企 画 調 整 課 担 当 課 長
財 政 局 財 政 部	財 政 課 担 当 課 長
環 境 局 総 務 部	企 画 課 長
まちづくり局総務部	企 画 課 長
建設緑政局総務部	企 画 課 長
港湾局港湾経営部	経 営 企 画 課 長
臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部	担 当 課 長
上下水道局経営戦略・危機管理室	担 当 課 長